

固定資産税（償却資産）申告の手引き

山鹿市

申告は毎年 1 月 3 1 日までをお願いします。

◆ ◆ ◆ お願い ◆ ◆ ◆

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、山鹿市役所税務課固定資産税係です！
詳しくは 7 ページを御覧ください。
 - ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、1 月 31 日です。（申告期限が土曜日又は休日にあたる時は、休日等の翌日となります。）期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めの提出に御協力ください。
 - ☆ 提出いただく償却資産申告書には個人番号（12 桁）又は法人番号（13 桁）の記載が必要です（共有の場合は記載不要です。）。
 - ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
 - ☆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。
 - ☆ 申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただけるラベルを 10 ページに印刷してありますので、切り取って御利用ください。
 - ☆ 山鹿市ホームページ「償却資産のページ」も御利用ください。
<http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/1597198155831/index.html>
検索サイトからも検索できます。 山鹿市 償却資産 検索
- また、「償却資産申告の手引」、「償却資産申告書」及び「種類別明細書」も同ページよりダウンロードできます。

【目次】

○ 償却資産申告書・種類別明細書記入例	・・・・・・・・	1 ～ 2 ページ
Ⅰ 償却資産とは	・・・・・・・・	3 ～ 5 ページ
Ⅱ 償却資産の申告について	・・・・・・・・	5 ～ 7 ページ
Ⅲ 申告書類の作成方法	・・・・・・・・	8 ページ
Ⅳ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで	・・・・・・・・	9 ～ 10 ページ

所有者コード		令和〇〇年度 種類別明細書（増加資産・ <u>全資産用</u> ）										所有者名		枚のうち	
												山 鹿 太 郎		1	
行 番 号	資産 の 種 類	資産 の コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	※課税標準の 特例 率 コード	※課税標準額	増 加 事 由	摘 要		
1	2		太陽光発電設備	1	4. 26. 11	4,000,000	17					1・2 3・4	特例あり		
2	2		小型管理機	1	5. 3. 11	300,000	7					1・2 3・4			
3	6		パソコン	1	4. 21. 11	250,000	4					1・2 3・4	○年7月 廃棄		
4	2		初摺り機	1	5. 3. 11	1,000,000	7					1・2 3・4			
5	6		冷蔵庫	1	4. 27. 11	200,000	6					1・2 3・4			
6	1		ビニールハウス	1	5. 3. 4	1,600,000	8					1・2 3・4			
7	6		パソコン	1	4. 27. 11	250,000	4					1・2 3・4	即時償却適 用資産		
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
小 計				6		7,350,000									
						7,600,000									

【資産の種類】
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
となります。

【資産の名称等】
増加資産がある場合は、余
白に記載してください。
※余白が足りない場合は任意
の様式で結構です。

【取得月日】
年号については、
1 明治
2 大正
3 昭和
4 平成
5 令和となります。
年号に対応する数字を年月
の前に記載してください。

【増加理由】
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受け入れ
4 その他
となります。

【摘要】
課税標準が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却
資産を行っている資産についてその旨表示してください。資産の評価の決定
について必要事項がある場合や資産が増加した事由について特記すべき事
項がある場合は、その旨表示してください。

廃棄や売却等により減少した資産は
「-----」で消してください。
償却年数が経過しても所有している場
合は、消さないでください。
固定資産税の償却資産は、**残存価格**
は**所得価格の5%**です。
所得税等の**経費**としている**償却資産**は
1円です。

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第 1 種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けけた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃貸している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第 2 種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」）、駐車場機械装置等、太陽光発電設備等
第 3 種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第 4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第 5 種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」及び「900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高速度が毎時 35km 以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第 6 種	工具器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

2 申告する資産とは

毎年 1 月 1 日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の（１）（２）の要件を満たすものです。

（１）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第 341 条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後 1 月 1 日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
 オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
 カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
 キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（リース資産は5ページ参照）
 ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

（2）耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当り）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産（平成11年1月1日前に取得した資産については、山鹿市税務課固定資産税係にお問い合わせください。）	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産（平成10年4月1日前に開始された事業年度に取得した資産については、山鹿市税務課固定資産税係にお問い合わせください。）	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	タイムレコーダー（5）、事務机（15）、事務椅子（15）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、金庫（20）、レジスター（5）、コピー機（5）、ルームエアコン（6）、パソコン（4）、サーバー（5）、LAN配線（10）、看板（10）、受変電設備（15）、舗装路面（10又は15）、その他
飲 食 業	食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、その他
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5）、サインポール（3）、湯沸かし器（6）、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）、その他
農 業	耐候性ハウス（14）、ビニールハウス（10）、果樹棚（14）、草刈機（7）、農耕作業用車両（乗用型以外のもの）（7）、乾燥機（7）、選果機（7）、その他

小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、電子秤（5）、冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（6又は8）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）、その他
加工・修理業	旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10又は15）、圧縮機（10又は15）、測定工具（5）、検査工具（5）、工業用水道（15）、その他
医 業 歯 科 医 業	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療ユニット（7）、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分（10）、金属造の塀（10）、コンクリート造の塀（15）、緑化施設（植木等）（20）、太陽光発電設備（17）、その他

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店、農業を営んでいたり、駐車場やアパートを貸付けていたりするなど、事業を行っている方で、**1月1日現在に償却資産（詳しくは3～5ページを参照してください。）を所有している方**です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

（1）必ず提出していただくもの

- ① 「償却資産申告書」 ② 「種類別明細書」

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

（2）該当する資産がある場合に提出していただくもの

課税標準の特例がある資産を所有されている場合… 課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類

非課税資産を所有されている場合・・・非課税適用届出書、事実を証明する書類

短縮耐用年数を適用された場合・・・国税局長の承認通知書（写）

増加償却をされた場合・・・税務署長への届出書（写）

減免該当資産を所有されている場合・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

(3) 番号法に定める本人確認の実施

償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）（12桁）・法人番号（13桁）の記載が必要です。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付し御提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「マイナンバーカード※1」「通知カード※2」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	①「マイナンバーカード※1」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） ②「山鹿市から送付された氏名・住所（住民登録地）が印字済の償却資産申告書」等

イ 代理人が申告書を提出する場合

<u>本人の</u> 番号確認資料の写し	「本人のマイナンバーカード」「本人の通知カード」 「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
<u>代理人の</u> 身元確認資料	「代理人のマイナンバーカード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※2 「通知カード」については、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

4 企業の電算処理により申告をされる場合（全資産申告となります）

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在山鹿市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、必ず本市の申告書を添付してください。 2 資産件数を備考欄に記入してください（資産種類別に明細書の一行を一件として集計）。 3 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 （増加資産・全資産用）	1 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額・特例率（該当有の場合）・増加事由（1～4） 2 評価額は9、10ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4 <u>減少した資産は種類別明細書を見え消し線で消し</u> 、適用に理由を書いてください。 5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。 6 <u>過年度申告資産の取得年月等を変更する場合</u> は変更理由を摘要欄に記入してください。 ※変更の根拠資料（領収書等）の提示を求める場合があります。

5 提出期限

毎年1月31日です。

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めに御来庁いただくか、郵送による提出に御協力をお願いします。

6 提出先

山鹿市役所税務課に御提出ください。(ファックスによる申告は受け付けておりません。)

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 山鹿市役所税務課固定資産税係

◎受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

◎郵送でも提出することができます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。

7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び山鹿市市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

8 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

9 国税資料等の閲覧について

山鹿市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、山鹿市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

10 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条及び同法附則第64条に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成の単位

資産の所在する市町村ごとに「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。

- 山鹿市内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。
- 以下は紙による申告書類の記載方法です。

2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書 類 名	注 意 事 項
償却資産申告書	申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄の「前年度より増減」（有・無）を○で囲んでください。
種類別明細書	1 資産内容が印字されていない場合（記入例） 1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合は内容確認をしてください。（記入例）

3 申告していただく事項

(1) 取 得 価 額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、4ページの一覧表にて御確認ください。

(2) 耐 用 年 数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

- ア 法定耐用年数 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。
◎基本的に、この耐用年数により申告してください。
- イ 中古見積耐用年数 …… 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ウ 短縮耐用年数 …………… 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) そ の 他

所在地、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例（1～2ページ）を参考に申告してください。

IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5％になるまで償却します。評価額が取得価額の5％未満になる場合は、5％でとどめます。

〔例えば〕 取得価額 250,000 円、取得時期令和3年9月、耐用年数4年のパソコンの場合

(耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 …… 0.781)

(耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率 …… 0.562)

令和4年度＝250,000 円×0.781＝ 195,250 円

令和5年度＝195,250 円×0.562＝ 109,730 円

令和6年度＝109,730 円×0.562＝ 61,668 円

令和7年度＝ 61,668 円×0.562＝ 34,657 円

令和8年度＝ 34,657 円×0.562＝ 19,477 円

令和9年度＝ 19,477 円×0.562＝ 10,946 円 < 12,500 円

※令和9年度で算出額が取得価額の5％（12,500 円）より小さくなりますので、以降12,500 円で評価されます。

〔減価残存率表〕

(これは固定資産税に係る残存率表です)

区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
	(1-r/2)	(1-r)		(1-r/2)	(1-r)		(1-r/2)	(1-r)
—			17 年	0.936	0.873	33 年	0.966	0.933
2 年	0.658	0.316	18 年	0.940	0.880	34 年	0.967	0.934
3 年	0.732	0.464	19 年	0.943	0.886	35 年	0.968	0.936
4 年	0.781	0.562	20 年	0.945	0.891	36 年	0.969	0.938
5 年	0.815	0.631	21 年	0.948	0.896	37 年	0.970	0.940
6 年	0.840	0.681	22 年	0.950	0.901	38 年	0.970	0.941
7 年	0.860	0.720	23 年	0.952	0.905	39 年	0.971	0.943
8 年	0.875	0.750	24 年	0.954	0.908	40 年	0.972	0.944
9 年	0.887	0.774	25 年	0.956	0.912	41 年	0.972	0.945
10 年	0.897	0.794	26 年	0.957	0.915	42 年	0.973	0.947
11 年	0.805	0.811	27 年	0.959	0.918	43 年	0.974	0.948
12 年	0.912	0.825	28 年	0.960	0.921	44 年	0.974	0.949
13 年	0.919	0.838	29 年	0.962	0.924	45 年	0.975	0.950
14 年	0.924	0.848	30 年	0.963	0.926	46 年	0.975	0.951
15 年	0.929	0.858	31 年	0.964	0.928	47 年	0.976	0.952
16 年	0.933	0.866	32 年	0.965	0.931	48 年	0.976	0.953

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応じる減価率です。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月以内までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

税額 (100 円未満切り捨て)	＝	課税標準額 ※ (1,000 円未満切り捨て)	×	税 率 (1.4%)
---------------------	---	----------------------------	---	---------------

※課税標準額とは山鹿市内に所在する資産の価格の合計です。(1,000 円未満切り捨て)

免 税 点

課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。

4 納 期

年税額は4回の納期（5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくことになります。

なお、土地や家屋を所有されている場合は合算となります。

市税の納付は、口座振替で！

口座振替納税は、一度お申込みいただければ、あなたの指定した金融機関やゆうちょ銀行の口座から、納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。是非御活用ください。金融機関・ゆうちょ銀行の窓口で申し込むことができます。

※取り扱う金融機関については納付書裏面を御覧ください。

詳しくは、山鹿市役所税務課固定資産税係（Tel：0968－43－1121）までお問い合わせください。

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます！

☆ 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできるなど、様々なメリットがあります。

詳しくは、<http://www.eltax.jp/>を御覧ください。

〒861－0592

熊本県山鹿市山鹿987番地3

山鹿市役所 税務課 固定資産税係 行

提出前の次の確認をお願いします。

- ☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- ☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 増加事由の欄（1～4）の記入はありますか？
- ☐ 個人番号又は法人番号の記入はありますか？
- ☐ 特例の対象資産をお持ちの方は添付書類を同時に提出をお願いします。※初年度のみ

作成：2021 年